

2022 年度 事業報告

2023 年 6 月

一般財団法人三重県環境保全事業団

目 次

1.はじめに	1
2.科学分析部門	2
(1) 水道水質検査等業務	2
(2) 環境計量証明業務	2
(3) 生活衛生項目検査業務	3
(4) 製品・原材料等分析業務	3
(5) 絶縁油中の PCB 分析業務	4
(6) その他の測定分析業務（作業環境測定、シックハウス分析、環境 DNA 分析）	4
(7) 分析技術開発への取り組み	5
(8) 人材育成への取り組み	5
(9) 対処すべき課題	5
売上の確保	5
人材の育成	6
分析施設の再整備	6
3.環境コンサルティング部門	8
(1) 環境アセスメント業務	8
(2) 環境調査業務	8
環境モニタリング調査	8
自然環境調査	9
環境現況調査	9
(3) 環境保全コンサルティング業務	9
一般廃棄物コンサルティング	9
海域コンサルティング	9
食品安全コンサルティング	9
その他コンサルティング（新規業務を含む）	9
(4) 環境保全研修業務	10
(5) 食品安全マネジメントシステム監査業務	10
(6) 人材育成の取り組み	10
(7) 対処すべき課題	10
人材の育成及び業務実施体制の整備	10
利益率の向上	11
売上の確保	11
営業力の強化及び営業意識の醸成	11
4.廃棄物管理部門	13

(1) 新小山最終処分場（廃棄物処理センター事業）	13
新小山最終処分場の運営・管理	13
増設事業の推進	13
(2) 埋立終了処分場の維持・管理（小山最終処分場・三田最終処分場）	14
(3) 管理体制の強化	14
(4) コンプライアンスの徹底	14
(5) 地域との信頼関係の維持	14
(6) 人材育成の取り組み	14
(7) 対処すべき課題	15
最終処分場事業の運営	15
埋立が終了した処分場	15
保有地の利用	15
5. 社会貢献事業	16
(1) 三重県気候変動適応センター事業	16
気候変動情報収集・分析	16
情報発信・普及啓発	16
ネットワーク・情報共有	16
他部門事業との連携	17
対処すべき課題	17
(ア) 普及啓発と情報収集	17
(イ) 他部門との連携	17
(2) 三重県地球温暖化防止活動推進センター事業	17
地域活動支援事業（県委託事業等）	17
温室効果ガス排出削減事業（国補助事業）	18
中部ブロックの地域センターとの連携	18
三重県気候変動適応センターとの連携	18
対処すべき課題	18
(ア) 若手推進員の確保と地域偏在の是正	18
(イ) みえ環境フェアの開催	18
(ウ) 他部門との連携	19
(3) 環境保全啓発活動（生物多様性の保全における啓発活動）	19
6. 総務部門	20
(1) 評議員会・理事会開催状況	20
第 57 回 理事会（2022 年 6 月 7 日）	20
第 19 回 評議員会（2022 年 6 月 28 日）	20

第 58 回 理事会 (2022 年 6 月 28 日)	20
第 59 回 理事会 (2022 年 11 月 30 日)	20
第 60 回 理事会 (2023 年 3 月 7 日)	20
第 20 回 評議員会 (2023 年 3 月 27 日)	21
第 61 回 理事会 (2023 年 3 月 27 日)	21
(2) 経営力強化の取り組み	21
コンプライアンスの徹底	21
各部門の損益管理及び全体の資金管理	21
働き方改革の推進	21
太陽光発電設備蓄電システム	22
新規事業の検討	22
(3) 職員力強化の取り組み	22
人材の採用・育成等	22
職員の健康保持増進に向けた取り組み	22
(4) 情報力強化の取り組み	23
情報の共有化	23
広報活動等の充実	23
(5) 対処すべき課題	23
定年延長制度の導入	23
収支状況の管理	23
BCP 体制の構築	23
働き方改革の推進	24

1.はじめに

2022年度は、会議、研修のweb活用、リモートワークなど、ウィズコロナに応じた働き方も定着し、また、コーポレーション・デーの対面開催やみえ環境フェア等の集客イベントについて、新型コロナウイルス感染症に対する感染対策を適切に講じつつ再開することができました。

事業団全体の売上は、低迷した社会経済活動も徐々に回復の兆しを見せ、2021年度に引き続き増加しましたが、委託費・電気料金等の増加に加えて、大型資産の減価償却の開始や施設塗装工事等の修繕費の発生もあり、費用全体も大きく増加しました。

これらの結果、事業団全体では増収減益となり、売上高は24億63百万円（2021年度比で1億35百万円増、5.8%）、経常利益は4億29百万円（2021年度比で27百万円減、5.9%）となりました。

各部門の経営状況等については次のとおりです。

科学分析部門では、顧客の多様なニーズに対し、丁寧かつ迅速な対応を図りながら水道水質検査業務、環境計量証明業務及び製品・原材料等分析業務等、高い測定分析精度の確保と品質の高いサービスの提供により顧客満足度を高め、増収増益となり、黒字を確保しました。

環境コンサルティング部門では、環境影響評価法及び三重県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント業務を主として、環境調査業務、環境コンサルティング業務及び食品安全マネジメントシステム監査業務等、社会のニーズに適應した幅広いコンサルティング業務に取り組みましたが、減収減益となり、赤字転落となりました。

廃棄物管理部門では、一部の大企業や中間処理業を営む中小企業からの廃棄物受入量が増加する一方、大型資産の減価償却等もあり、増収減益となりましたが、黒字を確保しました。なお、現在進行中の新小山最終処分場増設事業については、安全施工のもと、計画どおり、工事を進めています。

社会貢献事業について、三重県気候変動適応センター事業では、気候変動影響と適応に関する情報の収集、整理及び分析、普及啓発等に取り組みました。

三重県地球温暖化防止活動推進センター事業では、3年ぶりにみえ環境フェアを再開するなど、県民等を対象に、温室効果ガス排出量の削減に向けた啓発活動に取り組みました。

各部門の主要事業等の概要は、以下のとおりです。

2. 科学分析部門

科学分析部門では、法令規制による測定分析のほか、新規規制物質への対応など顧客の多様なニーズに対し、測定分析精度の確保と品質の高いサービスの提供により顧客満足度を高め、インターネット広告を活用しながら業務の受注に努めました。

2022年度の分析測定件数は24,469件（2021年度比で253件減少、1.0%）となりましたが、売上高（内部取引額含む）は6億6百万円（2021年度比で39百万円増、6.9%）、経常利益は71百万円（2021年度比で8百万円増、12.9%）となりました。

（件数は表1参照）

(1) 水道水質検査等業務

水道法第20条・第34条に基づく登録検査機関として、水道事業者や貯水槽の水質検査・施設検査の業務に取り組むとともに、水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）に基づく徹底した品質管理を行い、新規規制物質であるPFAS分析の受注に努めました。

また、インターネット広告の積極的な活用や定期的な顧客訪問を行いました。

水道水質検査等業務の受注件数は、行政入札のクリプトスポリジウム等の検査が受注できなかった影響により、2021年度に比べ211件減少（3.2%）しました。

(2) 環境計量証明業務

業務全体の受注件数は、2021年度に比べ647件増加（14.3%）しました。

河川等水質分析では、大型の行政入札案件を落札できたことにより、2021年度に比べ766件増加（43.6%）しました。

ばい煙等大気質分析では、臨時測定数の減少により、2021年度に比べ35件減少（6.0%）しました。

土壌・底質分析では、一過性の建設工事に伴う案件が減少したことにより、2021年度に比べ122件減少（29.5%）しました。

また、外部のセミナー・研修等を利用し、分析技術の向上に努めたほか、営業と技術のチームが連携して技術営業を行い、業務の受注に努めました。新規顧客には、託送受付を提案し、業務の効率化及び収益性の向上に努めました。

(3) 生活衛生項目検査業務

2021年度から浴槽水検査の宅配サービスを開始するとともに、インターネット広告やダイレクトメール(DM)による営業活動に努めた結果、生活衛生項目検査業務の受注件数は2021年度に比べ54件(6.9%)増加しました。

(4) 製品・原材料等分析業務

業務の受注拡大に向けて、インターネット広告や関連イベントへの出展(JAS IS2022、食品開発展2022、プラントショーOSAKA2022)、JGAP推奨検査機関の認証の継続やWeb会議を利用した技術営業などに努めました。

製品・原材料等分析業務全体の受注件数は、米国のTSCA¹や欧州の改正RoHS指令²による分析需要が落ち着いたことなどから、2021年度とほぼ同件数でした。なお、PFAS³関係については、REACH規則⁴の規制強化による分析需要の増加に対応するため、技術者の育成とPFAS分析用測定機器の整備を進めました。その結果、PFAS及びPFAS関連物質の受注件数は2021年度に比べ40件(1.6%)増加しました。

残留農薬など食品検査業務の受注件数は、新型コロナウイルス感染症による食品業界の不況や物価高の影響もあり、受注件数は2021年度に比べ59件減少(13.9%)しました。一方、医薬品原材料分析の受注件数は、2021年度に比べ19件増加(27.9%)しました。

また、欧州で次期規制項目として検討されている塩素化パラフィン⁵について2022年度より分析受託を開始しました。

【解説】

- 1 TSCA：2021年2月に米国環境保護庁(米国EPA)は、有害物質規制法(TSCA)規則第6条に基づき、残留性、生物蓄積性及び毒性(PBT)を有する5物質の一部の使用を禁止する規則を発効。その対象の5物質は、デカブロモジフェニルエーテル、リン酸トリス(イソプロピルフェニル)【PIP(3:1)】、2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール、ペンタクロロチオフェノール、ヘキサクロロブタジエン。
- 2 改正RoHS指令：2003年2月に発効した最初の指令(欧州議会・理事会指令2002/95/EC)を改正したもの。改正指令では最初の指令で電気・電子製品に使用することを原則禁止されていた6物質に加え4物質が追加され、規制される物質は、鉛・水銀・六価クロム・カドミウム・ポリ臭化ビフェニル(PBB)・ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)・フタル酸ブチルベンジル(BBP)・フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)・フタル酸ジイソブチル(DIBP)。合計下記の10物質となった。

- 3 PFAS : PFOS(パーフルオロオクタンスルホン酸)や PFOA(パーフルオロオクタン酸)は、フッ素を含んだ人工有機フッ素化合物 (PFAS) で、フッ素系の撥水剤、防水剤、グリースなどに使用されている物質。人体に蓄積する性質が指摘されており、肝臓障害や先天性欠損、がん、免疫障害といった健康被害との関連性が疑われている。
- 4 REACH 規制 : REACH (化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則) は、「人の健康と環境の保護」、「EU 化学産業の保護、競争力の維持、向上」が目的で 2007 年 6 月 1 日に発効した EU (欧州連合) における化学品規則。REACH は、Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals の略。使用制限の義務として、PFOA が指定されている。
- 5 塩素化パラフィン : 塩化ビニルポリマーの二次可塑剤として拡張特性や 耐老化性の改善に用いられるほか、防燃性、撥水性に優れ、塗料添加剤、ゴム配合剤、布地の防災、防水剤にも使用される。電気絶縁性が良いことから、可塑剤として電線の被覆材に配合され、また、極圧添加剤として、切削油、潤滑油にも配合される。しかし、塩素化パラフィンには、難分解性、高蓄積性があり、人や生物への毒性を有することから、2017 年 4 月に開催された POPs 条約第 8 回締約国会議 (COP8) で同条約の附属書 A (廃絶) に追加されることが決定された。また、国内では 2018 年 4 月に化審法の第一種特定化学物質に指定され、製造・輸入等が原則禁止されており、今後規制の強化が予想されている化学物質である。

(5) 絶縁油中の PCB 分析業務

PCB 分析については、引き続きインターネット広告により受注確保に努めましたが、PCB 含有廃棄物の適正処理 (2027 年 3 月 31 日期限) が進んだことにより受注件数は 2021 年度に比べ 595 件減少 (7.7%) しました。

(6) その他の測定分析業務 (作業環境測定、シックハウス分析、環境 DNA 分析)

作業環境測定については、溶接ヒュームに関する需要が落ち着いたこともあり、2021 年度とほぼ同件数でした。

また、シックハウス分析については、インターネット広告による受注に努めた結果、2021 年度に比べ 118 件増加 (68.2%) しました。

一方、環境 DNA 分析⁶については、環境アセス関連の受注が減少したことにより、2021 年度に比べ 65 件減少 (65.7%) しました。

【解説】

- 6 環境 DNA 分析：環境中（主に水試料）には、そこに生息している生物由来の DNA が存在する。その DNA を総称して、環境 DNA と呼んでいる。その環境 DNA を採取し分析することで、生物の在・不在や生物量・個体数、さらには遺伝子情報等の膨大なデータを得ることが可能である。

(7) 分析技術開発への取り組み

スクリーニング分析⁷業務の開発については、水道水中の農薬スクリーニング検査法などについて検討を行い、基礎的な知見の習得に努めました。

また、国の機関や大学、材料メーカーとの共同実験に加わるなど、新たな分析手法の開発に参画するとともに、研修会の講師や技術論文など 5 報が専門誌に受理されるなど、分析技術開発や情報発信に取り組みました。

【解説】

- 7 スクリーニング分析：通常精密定量分析（公定法）とは異なり、試料中の含有物を迅速かつ網羅的に分析する手法。定量性能は低い網羅的に測定できるメリットがある。また、定量性能を有しないスクリーニング分析手法もある。

(8) 人材育成への取り組み

職員の技術力を向上させるため、社内での技術研修や外部セミナーへの Web 参加により、最新の技術情報や専門知識の取得・習得に努めました。

また、職員の視野を広げるため、新型コロナウイルス感染症状況に留意しながら、類似団体等との技術交流や情報交換を適時実施しました。

(9) 対処すべき課題

売上の確保

科学分析部門では、水道水質検査等業務、環境計量証明業務、製品・原材料等分析業務の主に 3 業務から売上が構成されており、各業務での売上の確保が重要となっています。これら 3 業務のうち、水道水質検査等業務、環境計量証明業務については、行政入札による価格競争が年々厳しくなっており、入札の結果が売上に大きく影響することから、それらを補填するため、民間企業からの受注拡大に努める必要があります。そのためには、民間顧客のニーズに柔軟な対応が図れるよう、積極的に技術提案を行うなど、職員一人一人の営業力とプレゼン力が必要となります。

人材の育成

製品・原材料等分析業務においては、インターネット広告や関連イベントへの出展など積極的な情報発信により、年々売上を増加させてきていますが、本業務では、高い分析技術と開発能力を有する人材の確保が必要となってきています。

また、科学分析部門において新規業務として位置付けている、スクリーニング分析や新規分析手法の開発を進めていくことが出来る人材の育成が、今後の大きな課題となっています。

分析施設の再整備

設備等の老朽化が進み、更新工事を重ねている状況であり、今後の業務内容、業務量を見据えて、分析施設の再整備を検討していく必要があります。

表1 分析測定実施状況

(単位：件)

業務区分		年度	2022年度	対前年度比較 (増減率)	2021年度	対前年度比較 (増減率)	2020年度
水道水質検査等業務	水道水質検査		5,176	199(3.7%)	5,375	528(10.9%)	4,847
	簡易専用水道施設検査		1,225	12(1.0%)	1,237	2(0.2%)	1,235
	小計		6,401	211(3.2%)	6,612	530(8.7%)	6,082
環境計量証明業務	河川等水質分析		2,522	766(43.6%)	1,756	429(19.6%)	2,185
	工場・下水道等の排水分析		1,508	5(0.3%)	1,503	57(3.7%)	1,560
	ばい煙等大気質分析		544	35(6.0%)	579	33(6.0%)	546
	土壌・底質分析		292	122(29.5%)	414	337(44.9%)	751
	悪臭分析		159	11(7.4%)	148	7(5.0%)	141
	騒音・振動測定		157	22(16.3%)	135	27(16.7%)	162
	小計		5,182	647(14.3%)	4,535	810(15.2%)	5,345
生活衛生項目検査業務	浴槽水・プール水・温泉検査		839	54(6.9%)	785	28(3.7%)	757
製品・原材料等分析業務	食品検査		365	59(13.9%)	424	66(18.4%)	358
	製品・原材料・特殊項目分析 (注1)		2,999	49(1.7%)	2,950	125(4.4%)	2,825
	小計		3,364	10(0.3%)	3,374	191(6.0%)	3,183
絶縁油中のPCB分析業務	絶縁油中のPCB分析		7,163	595(7.7%)	7,758	242(3.2%)	7,516
その他の測定分析業務	作業環境測定		172	1(0.6%)	171	46(36.6%)	125
	シックハウス分析		291	118(68.2%)	173	37(27.2%)	136
	環境DNA分析		34	65(65.7%)	99	163(62.2%)	262
	上記以外 (注2)		1,023	192(15.8%)	1,215	29(2.4%)	1,186
	小計		1,520	138(8.3%)	1,658	51(3.0%)	1,709
合計			24,469	253(1.0%)	24,722	130(0.5%)	24,592
注1	うち	PFAS関連物質分析	2,473	40(1.6%)	2,433	195(8.7%)	2,238
		医薬品原材料分析	87	19(27.9%)	68	26(27.7%)	94
		フタル酸類分析	149	55(27.0%)	204	5(2.5%)	199
注2	うち	廃棄物分析	517	128(19.8%)	645	74(13.0%)	571
		放射能分析	86	20(18.8%)	106	10(10.4%)	96

3.環境コンサルティング部門

環境コンサルティング部門では、根幹を成している環境アセスメント業務について土地区画整理事業に係る新たな案件を受注したものの、前年度からの継続案件の契約延長や、調査に伴う委託費の増大により、当該部門の業績に大きな影響を及ぼしました。

環境モニタリング調査や自然環境調査等の環境調査業務、一般廃棄物コンサルティング等の環境保全コンサルティング業務については、計画どおりの受注ができ、円滑な実行に努めました。

食品安全コンサルティング業務及び食品安全マネジメントシステム監査業務については、食品業界の経営上の問題や慢性的な人員不足等の理由から、計画通りの受注には至りませんでした。

また、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた環境保全研修業務については、同感染症の規制緩和等により受講者数の回復がみられました。

以上の結果、売上高（内部取引額含む）は2億7百万円（2021年度比10百万円減、4.6%）、経常利益は46百万円減となり、37百万円の赤字に転落しました。

（件数は表2参照）

(1) 環境アセスメント業務

環境影響評価法及び三重県環境影響評価条例の対象事業、並びに準対象事業（簡易的環境アセスメント）の計5件に取り組みました。

受注案件の内訳は、環境影響評価法の対象事業である風力発電事業（環境影響評価準備書作成等対応業務）1件、三重県環境影響評価条例の対象事業である産業廃棄物最終処分場建設事業1件、土地区画整理事業2件、同条例の準対象事業（簡易的環境アセスメント）である工業団地造成事業1件の計5件です。

なお、条例対象の産業廃棄物最終処分場建設事業の現況調査（水生生物）においては、環境DNA分析を採用し、網羅的に生息確認を行うことにより現場踏査に反映し、調査の効率化に努めました。

(2) 環境調査業務

環境モニタリング調査

環境アセスメントの手続きを終えたメガソーラー事業、商業施設用地造成事業の他、過去から継続している鉱山事業、住宅団地造成事業等のモニタリング業務等、計18件に取り組みました。

自然環境調査

工事や小規模な太陽光発電事業等に伴う三重県自然環境保全条例に関する業務 9 件を受注した他、三重県発注の希少野生動植物に関する業務や水生生物調査等 11 件の計 20 件に取り組みました。

環境現況調査

三重県生活環境の保全に関する条例に基づく業務 1 件、民間企業の自主的な環境調査 1 件の計 2 件を受注しました。

(3) 環境保全コンサルティング業務

一般廃棄物コンサルティング

継続的に受注しているし尿処理施設包括管理業務、食品ロス実態調査及び新規業務の一般廃棄物処理実態調査の計 3 件を受注しました。

海域コンサルティング

三重県発注の水質調査業務に加え、新規業務としてイカナゴ仔稚魚査定計測業務の 2 件を受注しました。

2023 年度も引き続き、関係部局からの情報収集に努めます。

食品安全コンサルティング

主に三重県内食品等事業者に対しての営業訪問や、県内の商工会等への協力要請を行い、食品安全マネジメントシステムの構築支援を働きかけましたが、新規の JFS-B 規格構築支援は 2 件にとどまりました。この要因として、業界全体が新型コロナウイルス感染症拡大の影響から売上が減少したことや、円安等による原料高騰などの経営上の問題及び慢性的な人員不足等によりシステム構築や運用ができない等の人的問題等が考えられます。

その他コンサルティング（新規業務を含む）

環境基本計画策定業務の工期延長による 1 件のみであり、2022 年度の新たな受注はありませんでした。

なお、市町が策定する地球温暖化対策実行計画等については、期間、概算金額等の問い合わせを受けましたが、今年度に受注は出来ませんでした。

(4) 環境保全研修業務

新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、感染症対策を講じた上で ISO9001 内部監査員養成セミナーを 6 回（うち、2 回はリモート研修）、ISO14001 内部監査員養成セミナーを 8 回（うち、3 回はリモート研修）、規格入門セミナーを 2 回、環境法令解説セミナーを 1 回の計 17 回開催しました。

講師派遣型（企業訪問型）セミナーは、4 社で内部監査員養成セミナーや ISO9001 内部監査員ブラッシュアップ研修を開催しました。

なお、経験豊かな外部講師を積極的に活用することにより、経費の削減に努めました。

(5) 食品安全マネジメントシステム監査業務

適合証明 8 件を行うとともに、JFS-A/B 規格の改定に伴う既存顧客の移行監査 2 件を実施しました。

また、JFSM の監査員、判定員に要求されている JFSM 知識試験について、事業団で登録している監査員、判定員 6 名が受験し、全員が合格しました。

(6) 人材育成の取り組み

環境アセスメント業務や自然環境調査などの環境調査業務は、専門分野が多岐にわたっていることから、技術アドバイザーなどの有識者の指導・助言を仰ぐことにより、専門分野の技術的知見をより深めました。

また、2022 年度は新規採用職員として環境調査課に 2 名、コンサルティング課に 1 名の職員が配属されましたが、今年度は受注業務の確実な実行を優先せざるを得ない状況が続いたため、OJT による教育が中心となりました。

なお、業務に活かせる資格の取得等では、JFS-A/B 監査員 1 名について専門分野拡大を図ったこと、及び判定委員 1 名について新規登録を行い、また ISO22000 審査員補 1 名の登録を行いました。

(7) 対処すべき課題

人材の育成及び業務実施体制の整備

業務の遂行には、職員に幅広い専門知識はもとより、豊富な経験が求められるため、一定の職務経験が必要となります。

このため、今後の業務受注を見据えて、業務の実施体制の早急な整備と、若手職員の人材育成を継続して実施していく必要があるため、即戦力となり得る人材の募集を早急に実施し、有望者と判断した場合には積極的に採用に努めることとします。

利益率の向上

利益率の向上には、売上の増加とともに、費用の削減が必須です。

そのため、大型案件の受注にあたっては、費用の中でも大きな割合を占める委託費を中心に、見積り作成時にあらかじめ想定される費用を可能な限り正確に積算し、案件としての損益を把握したうえでの見積りを改めて徹底する必要があります。

さらに、OJTを活用した人材育成と併せて内製化に努めることで利益率の向上を図りたいと考えます。

売上の確保

根幹を成している環境アセスメント業務の受注の有無が売上高に大きく影響を及ぼすとともに、環境アセスメント手続き終了後に行う環境モニタリング調査の売上高にも影響を及ぼします。

そのため、新規の環境アセスメント業務の受注に向けた営業強化が必須であり、既存顧客（ゼネコンや建設コンサルタントなど）を中心に、定期的な訪問と情報収集を行っていきます。

なお、2022年度下期頃から、環境アセスメント業務（簡易アセスを含む）の問い合わせ及び相談を複数受けていることから、相談を受けた顧客の動向を注視することとします。

一方、2020年度から実施している食品安全関連業務については、今後の見通しや既存顧客への対応も含め、2023年度中に業務継続の是非について検討します。

営業力の強化及び営業意識の醸成

当部の特色として営業要員を持たず、職員一人一人が直接顧客と業務に関する問い合わせや相談に応じています。そのため、今後も引き続き、営業意識を常に持ち、既存顧客等への定期的な訪問により、業務につながるような情報の収集に努めていきます。

また、管理職員については、四半期ごとの決算について課・室別での業績の把握に努めるとともに、自らも営業活動を行い、職員の営業活動状況の管理に努めていきます。

表 2 受注件数

(単位：件)

業務区分		年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度
環境アセスメント業務			5(4)	4(3)	9(4)
環境調査業務	環境モニタリング調査		18(4)	16(5)	14(5)
	自然環境調査		20(4)	23(8)	17(4)
	環境現況調査		2	2	4
環境保全コンサルティング業務	一般廃棄物コンサルティング		3	5(1)	7
	海域コンサルティング		2	1	1
	食品安全コンサルティング		6(4)	13(7)	13
	その他コンサルティング		1(1)	9	2
食品安全マネジメントシステム監査業務			8(7)	7(3)	3
合 計			65(24)	80(27)	70(13)
環境保全 研修業務	集客型 開催回数：受講者数		17 回：168 人	14 回：112 人	9 回：81 人
	講師派遣型 開催回数：受講者数		4 回：131 人	3 回：122 人	2 回：130 人

注：件数の()は継続業務件数を示す。

4. 廃棄物管理部門

廃棄物管理部門では、一部の大企業や中間処理業を営む中小企業からの廃棄物受入量が増加したことから、売上高は17億10百万円（2021年度比97百万円増、6.0%）、経常利益は4億20百万円（2021年度比6百万円減、1.3%）となりました。

新小山最終処分場の増設事業については、小山最終処分場に係る2つの移設施設（小山最終処分場洪水調整池、小山最終処分場浸出水処理施設）を供用開始するとともに、本体工事を進めました。また、浸出水処理施設工事についても、工事請負契約を締結し、実施設計を進めました。

また、運営・管理面では、供用開始以来据え置いてきた処分単価を、2022年4月より改定するとともに、優良産廃処理業者認定制度における認定を2023年2月に取得しました。

なお、埋立業務を終了した三田・小山最終処分場については、地元自治会との協定等を遵守し、適正な維持管理に努めるとともに、廃止に向けた調査を継続しました。

(1) 新小山最終処分場（廃棄物処理センター事業）

新小山最終処分場の運営・管理

廃棄物の受入量は、一部の大企業や中間処理業を営む中小企業からの搬入が増加したことから、大企業分、中小企業分ともに増加し、2021年度（127,400トン）より10,500トン（8.2%）多い137,900トンとなりました。

処分場の管理については、受入及び浸出水処理施設等の維持管理を適正に行い、地元自治会等と締結している環境保全協定等を遵守しました。

また、2022年4月より、処分単価を改定しました。

表3 産業廃棄物受入量

（単位：トン）

年度 区分	2022年度	2021年度	2020年度
大企業	75,100	71,600	62,200
中小企業	62,800	55,800	49,100
計（増減率）	137,900（8.2%）	127,400（14.4%）	111,300（15.8%）

増設事業の推進

新小山最終処分場増設事業本体工事については、安全施工のもと、計画どおり、工事を進めています。2022年度末時点で、概ね1/3の工程が完了しました。

増設事業浸出水処理施設工事については、一般競争入札を実施し、2022年8月に工事請負契約を締結しました。契約締結後は受注者との協議を行い実施設計を進めました。

(2) 埋立終了処分場の維持・管理（小山最終処分場・三田最終処分場）

小山最終処分場（2010年4月26日埋立終了届出）と三田最終処分場（2018年2月6日埋立終了届出）は、地元自治会と締結した協定等を遵守するとともに、浸出水（余水）処理施設等の適正な維持管理と、処分場廃止に向けた埋立地内の温度・ガス調査等を継続して行いました。

(3) 管理体制の強化

最終処分場事業の運営及び維持管理面の品質の向上、管理体制の強化を図るため、引き続き ISO 9001 及び ISO 14001 を適切に運用するとともに、周辺環境対策の強化及び新たな測量技術に必要となる人材の養成に努めました。また、事業継続計画（BCP）に基づき定期訓練や課題検討会を実施するなど、災害時等への管理体制の強化に努めました。

(4) コンプライアンスの徹底

関係法令及び内部規程の遵守徹底を図るため、運用する ISO マネジメントシステムを利用した遵法性の確認を行うとともに、廃棄物管理部の職員を対象としてコンプライアンス研修を2回実施し意識向上に努めました。

(5) 地域との信頼関係の維持

地元自治会等との連絡協議会については、新型コロナウイルス感染症への対応もやや緩和されたことから、原則、対面による開催としました。

また、地元自治会が行う町内清掃活動や防災訓練等の行事にも積極的に参加し、信頼関係の維持向上に努めました。

(6) 人材育成の取り組み

施設の運営・管理や技術的な情報交換を行うため、各機関との書面による情報交換や一部対面による交流も行いました。また、計画的に各種セミナーへ職員を参加させることにより、職員の知識習得にも努めました。

このほか、国の研究機関との共同研究を実施し、職員の技術・知識の向上を図りました。

(7) 対処すべき課題

最終処分場事業の運営

最終処分場事業の継続的かつ安定した運営を行っていくためには、現在進めている新小山最終処分場の増設事業を計画どおり推進していく必要があります。また、長期的には、3Rなどへの取組みによる最終処分量の減少傾向が想定されるなか安定経営を持続するために受入量の確保が必要であるとともに、廃棄物の適正処分の場を継続して確保する必要があります。

埋立が終了した処分場

小山・三田最終処分場ともに、浸出水処理施設の維持など、毎年一定の管理費用が生じることから、現在実施している廃止に向けた各種調査を継続し、法令に定める廃止条件が整い次第、廃止の手続きを進めます。

保有地の利用

小山最終処分場や溶融処理施設の跡地の有効利用についても、検討していく必要があります。

5. 社会貢献事業

(1) 三重県気候変動適応センター事業

気候変動適応を推進するための拠点として2019年度に設置した三重県気候変動適応センターでは、三重県や国立環境研究所等との連携のもと、気候変動影響に関する情報の収集、整理及び分析、気候変動影響の普及啓発等に取り組みました。

気候変動情報収集・分析

2021年度に引き続き、気候変動影響が懸念される農林水産、防災、水環境、産業等の各分野について、県、営農団体、民間企業等からの情報収集と分析を行いました。

情報発信・普及啓発

県水産研究所等の協力を得て実施した気候変動による養殖水産物への影響予測事業について、新たに一般向けのリーフレットを作成し、水産関係の会議等において普及啓発に努めました。

気候変動影響の現状と将来予測、気候変動影響への適応策について、出前講座、公共施設における企画展示、イベント出展等により周知を図りました。

ウェブサイトを随時更新し、気候変動影響と適応に関する情報発信に努めました。

ネットワーク・情報共有

国立環境研究所、環境省中部地方環境事務所が主催する会議に参加し、国、他センター、自治体とのネットワークの強化と情報収集に努めました。

国立環境研究所が主催した「地域の気候変動適応推進に向けた意見交換会」及び「地域気候変動適応センター定例会議」において、センターの事業について事例発表を行いました。

三重大学を始めとする県内高等教育機関、研究機関、行政機関関係者等が連携し、県内における気候変動、気候変動影響の現状と将来予測、気候変動影響への適応策について、情報共有する場として、みえ気候変動影響と適応研究会を開催しました。

他部門事業との連携

適応センターの活動内容や収集した情報等について、環境コンサルティング部との情報共有に努めました。

みえ環境フェア2022等のイベントに出展し、三重県地球温暖化防止活動推進センターと連携して、気候変動（地球温暖化）についての普及啓発に努めました。

対処すべき課題

(ア) 普及啓発と情報収集

2023年度は、収集した気候変動影響と適応の情報に基づき、気候変動影響レポート等の新たな啓発資料を作成し、既存の啓発資料とあわせて、県民等への普及啓発等に取り組んでいく必要があります。

(イ) 他部門との連携

環境コンサルティング部を始め、事業団の他部門と連携し、適応センター事業で蓄積した情報や知識等を活用して、事業団の事業内容の拡大等に努める必要があります。

(2) 三重県地球温暖化防止活動推進センター事業

三重県地球温暖化防止活動推進センター（以下、「温暖化防止センター」という。）は、2021年1月27日に三重県から新たに温暖化防止センターの指定（2021年4月1日～2026年3月31日）を受け、これまでと同様、県民、NPO、企業、国、県、市町等との連携を深めて、温室効果ガス排出量削減に向けた啓発等に取り組みました。

地域活動支援事業（県委託事業等）

2022年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されたこともあり、三重県地球温暖化防止活動推進員（2022年度：82名、以下、「推進員」という。）による出前講座や催し物などの普及啓発活動を2021年度を上回る230回行いました。

（11,642人参加）

また、伊勢市環境フェア、つ・環境フェスタ、フェスタinかわげ、三重県総合博物館コーポレーション・デー、三重県環境学習情報センター、三重県立図書館、四日市市立図書館、よっかいちステーションまつり、すずか消費生活展に出展するとともに、推進員の資質・能力向上のため、研修を2回実施しました。

温室効果ガス排出削減事業（国補助事業）

新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度及び2021年度は中止したみえ環境フェアを、2022年度は「みえ環境フェア2022」として開催しました。

また、市町等が主催するイベント等への参加を通じて地球温暖化防止対策の啓発に努めました。

さらに、推進員、NPO、企業、国、県、市町等と連携し、家庭・事業所における省エネ推進等の啓発を進めました。

中部ブロックの地域センターとの連携

中部ブロックの7県8地域センター（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、長野市）の地球温暖化防止活動推進センターの推進員合同研修会（幹事：三重県センター）を開催し、地域センター間の交流や情報交換を行いました。

また、中部ブロック7県8地域センターが共同して、「脱炭素経営セミナー」を2回開催しました。（幹事：三重県センター）

三重県気候変動適応センターとの連携

気温の上昇等、地球規模の気候変動は確実に進行しています。この気候変動に適切に対処していくためには、緩和策（温暖化防止対策）と適応策を車の両輪として推し進めていくことが重要となっています。

当センターは、三重県気候変動適応センターと連携を図り、より効果的な啓発活動を推進します。

対処すべき課題

（ア）若手推進員の確保と地域偏在の是正

2021年度の推進員の平均年齢は、64.0歳（77人：男52人、女25人）でしたが、2022年度は、65.5歳（82人：男54人、女28人）と、やや高齢化が進んだものの、委嘱人数は、増加傾向にあります。また、推進員には、地域の偏りがみられるため、特に南勢地域の募集方法を検討する必要があります。

（イ）みえ環境フェアの開催

2023年度の事業計画では、「みえ環境フェア2023」を開催する計画としています。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を万全とすることとします。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大など未確定な部分もあることから、感染リスクの無い情報発信型(受動型)の事業も併せて検討していく必要があります。

(ウ) 他部門との連携

温暖化防止センター事業で得た脱炭素関連情報を活用し、環境コンサルティング部を始め、事業団の他部門と連携し、事業団の収益事業への貢献に努めます。

(3) 環境保全啓発活動(生物多様性の保全における啓発活動)

三重県内の環境保全啓発活動 については、次世代を担う子どもたちを対象とした昆虫類や植物などの標本づくり教室を開催しています。

新型コロナウイルス感染症拡大のため、2021年度まで数年間は中止や1ヶ所のみでの開催となっていました。2022年度はこれまでどおり2ヶ所(松阪市、志摩市)で開催することができました。

:「志摩市教育委員会、みえこどもの城で開催している昆虫や植物等の標本づくり教室」及び
「外部諸団体主催の環境学習会への職員の講師としての派遣活動」

6. 総務部門

総務部門では、各事業部門の業務を円滑に実行するためのサポートを行う部門として、以下の包括的な取り組みを行いました。

(1) 評議員会・理事会開催状況

第 57 回 理事会 (2022 年 6 月 7 日)

議案第 1 号 2021 年度 事業報告及び決算に関する件

議案第 2 号 評議員会の開催日時、場所及び目的に関する件

議案第 3 号 常勤理事の定年の特例に関する件

報告事項 1 新小山最終処分場の増設について

報告事項 2 理事長及び業務執行理事からの職務執行状況の報告
について

第 19 回 評議員会 (2022 年 6 月 28 日)

議案第 1 号 2021 年度 事業報告及び決算に関する件

議案第 2 号 理事の選任に関する件

議案第 3 号 評議員の選任に関する件

報告事項 1 新小山最終処分場の増設について

第 58 回 理事会 (2022 年 6 月 28 日)

議案第 1 号 代表理事及び業務執行理事の選定等に関する件

議案第 2 号 重要な使用人の選任及び解任に関する件

第 59 回 理事会 (2022 年 11 月 30 日)

報告事項 1 新小山最終処分場の増設について

報告事項 2 理事長及び業務執行理事からの職務執行状況の報告
について

第 60 回 理事会 (2023 年 3 月 7 日)

議案第 1 号 2023 年度 事業計画及び予算に関する件

議案第 2 号 2023 年度 短期借入金の限度額に関する件

議案第 3 号 2023 年度 長期借入金の限度額に関する件

議案第 4 号 2023 年度 役員の報酬の総額に関する件

議案第 5 号 評議員会の開催日時、場所及び目的に関する件

- 報告事項 1 2022 年度 決算見通しについて
- 報告事項 2 新小山最終処分場の増設について
- 報告事項 3 新規職員の採用について
- 報告事項 4 理事長及び業務執行理事からの職務執行状況の報告について

第 20 回 評議員会 (2023 年 3 月 27 日)

- 議案第 1 号 長期借入金の限度額に関する件
- 議案第 2 号 2023 年度 役員の報酬の総額に関する件
- 議案第 3 号 評議員の選任に関する件
- 報告事項 1 2023 年度 事業計画及び予算について
- 報告事項 2 2022 年度 決算見通しについて
- 報告事項 3 新小山最終処分場の増設について

第 61 回 理事会 (2023 年 3 月 27 日)

- 議案第 1 号 重要な使用人の選任に関する件

(2) 経営力強化の取り組み

コンプライアンスの徹底

職員のコンプライアンス意識の向上のため、情報セキュリティの脅威と対策を内容とするコンプライアンス研修を行うとともに、業務監査を実施し、相互牽制機能の強化に努めました。

各部門の損益管理及び全体の資金管理

売上高・利益率の維持・向上に向け、第 1 四半期決算、中間決算及び決算見直し等を通じて各部門における事業運営の基となる損益管理を支援しました。

また、全体の資金管理のほか、新小山最終処分場増設事業の財源確保に向けて、2023 年度に金融機関から借入予定の長期借入金について契約手続きを行いました。

働き方改革の推進

業務の効率化につなげるため、紙媒体で実施の決裁事務手続について、電子化システム導入の契約を締結し、システム構築を開始しました。

また、前年度に引き続き、行政手続きに関する行政電子システムの活用、在宅勤務の支援、社内会議における web 会議を行いました。

太陽光発電設備蓄電システム

三重県の脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ」に沿った取り組みとして、また夏場の消費電力を抑えることを目的として、太陽光パネル及び蓄電池を設置しました。なお、このシステムは、南海トラフ地震等の災害時にも非常用電源として活用する予定です。

新規事業の検討

新規事業の検討は、現在は事業団の主力事業である新小山最終処分場の増設に注力していることから、検討を凍結していますが、今後は事業構想や気づきを養う場として、中堅・若手職員を主とした勉強会や視察会等を実施していく予定です。

(3) 職員力強化の取り組み

人材の採用・育成等

事業団の職員採用、人事異動の基本方針による職員の採用、育成を行うとともに、人事評価制度を活用して各部門の目標を個人目標に落とし込むことにより人材育成に活かしました。

また、三重県との連携を深めるために、職員1名を行政実務研修員として三重県に派遣しました。

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、将来を担う次世代リーダーを育成する視点から、リモートによる研修参加や資格取得を支援しました。

また、地元三重大学生に職場体験の機会を提供し、就活生と事業団業務とのマッチングを推進し、今後の職員採用につなげるため、インターンシップの受け入れを行いました。

職員の健康保持増進に向けた取り組み

産業医によるメンタルヘルス研修の実施、インフルエンザワクチン接種費用の全額負担を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、抗原検査キット及びPCR検査キットの常備、新型コロナワクチン接種体制への支援として整備した特別休暇制度を活用しました。

(4) 情報力強化の取り組み

情報の共有化

事業団全体として利益意識及び営業意識を継続するため、定例会議を通じて、各部門での取り組み・売上高・営業情報の共有化を図りました。

広報活動等の充実

事業団のさまざまな取り組みを、県民等、多くの方々に知っていただくため、ホームページ、広報誌「みえか」等を活用した情報発信に取り組みました。

また、三重県総合博物館におけるコーポレーション・デーの開催や、地元河芸町のイベント「フェスタ in かわげ」への参加を通じて、事業団のPR活動を行いました。

事業団の宣伝ツールとして、各部門の業務内容について動画制作を行いました。

(5) 対処すべき課題

定年延長制度の導入

事業団正規職員の定年延長制度等を導入するため、給与体系の見直しが必要です。見直しにあたっては、将来の年齢構成を踏まえ、総人件費の増高が経営の圧迫につながらないように、かつ、職員のモチベーション維持につながるような検討が必要となります。

収支状況の管理

収支において、新小山最終処分場増設事業のほか、各部門における予算外の多額支出を社内規程に基づいて迅速に決裁できるようにするため、資金状況を共有する必要があります。また、未収金の回収に対する組織体制を構築する必要があります。

BCP体制の構築

BCPのシステムが、実際に災害等の発生時に、その通りに動けるのかを、検証する必要があります。基本的には、安否確認システムによる職員の安否及び緊急招集の可否の把握、招集した職員によるユーティリティの被害状況の確認、その後の状況に応じた対応により、業者連絡先など、事前に整理しておかなければならないことがあり、システムの在り方を含めて、テストを実施し、本番で使えるようなシステムにしていく必要があります。また、昨今の新型コ

コロナウィルス感染症による大規模な欠員等を想定したシステムの見直しを行う必要があります。

働き方改革の推進

職員が健康で意欲と能力を十分に発揮することができる職場づくりを目指すため、DXの導入や、各職員が持ち合わせたアイデア及び情報を抽出、集約し、実現可能な内容について取り組む必要があります。